

## 発刊に寄せて（民事信託にガイドラインを）

近年、一般の個人が受託者となって設定される非営業信託、本書においては、「民事信託」が、急激に広がり、対応に迷う場面や不正等も発生し始めている。民事信託の普及は、平成18年の信託法改正の狙いの一つでもあったが、信託法の改正時点では、ほとんどの関係者が、ここまでの急速な広がりは想定しておらず、また、弊害の発生も予見していなかったものと思われる。

信託銀行等が受託者となっている信託では、金融当局の監督と詳細な法令等の定めの下で、信託契約書等が作成される。一方、民事信託における信託契約は、司法書士や税理士、最近では、弁護士がアドバイザーとなって設定されているものが多いが、信託契約については、委託者の意向を反映していないものや、ある事象の発生の可能性が高いにもかかわらず、それらの事象の発生をまったく想定しておらず、対応する条項をおいていないものも見受けられる。そのため、争いとなり、訴訟に至ったものもある。

このような状況に鑑みると、適切な倫理、知識、能力を有するアドバイザーを育成することが急務であるとも考えられるが、そのような動きも、業界ごとに始まっている。

一方で、わが国における信託法の特色を踏まえた抜本的な対応が必要である。

現在の信託法は、商事信託、民事信託にかかわらず、すべての信託に適用されることから、私的自治を尊重し、デフォルト・ルールを基本とするとともに、裁判所の監督を廃止している。そのため、業規制と監督官庁の監督のない民事信託だけを取り上げた場合、不十分なところもうかがえる。

民事信託については、親族が受託者になる場合が大半であり、信託の設定に際しても、親族間の甘えが入る余地がある。また、これに対するアドバイスも、その心情を察して、委託者よりも、受託者を慮るおそれがある。

これらのわが国の信託法の特色と民事信託の状況に鑑みると、まず、デフォルト・ルールに代わるような何らかのルール、たとえば、公的立場に近い

発刊に寄せて

機関がガイドラインやモデル契約書を作成すること、さらに、それらを公表することが考えられる。

本書『民事信託の実務と書式〔第2版〕』は、平成28年6月に刊行された『民事信託における受託者支援の実務と書式』を踏まえて、平成29年9月に刊行された『民事信託の実務と書式』をバージョンアップした改訂版であり、まさに、ガイドラインやモデル契約書の作成基準となる書の一冊であるといえる。

渋谷陽一郎氏には、今後も、このような良書による発信を続けられることを期待している。

令和2年7月

友人代表 田中 和明

## 第2版はしがき

本書は、平成28年6月に刊行し、民事信託分野で最初の書式集となった『民事信託における受託者支援の実務と書式』を基本として平成29年9月に刊行した『民事信託の実務と書式』の改訂版（第2版）である。本書の前身である『民事信託における受託者支援の実務と書式』は、平成24年から平成27年にかけて執筆したものであり、当時、現在のような民事信託の実務が明確には存在しない中、成年後見人の実務と営業信託の受託者実務を勘案しつつ、あるべき民事信託の受託者実務を展望した試行錯誤の賜であった。受託者による管理メモ、報告書、貸借人への通知書、支援者のチェックリスト、推定相続人への確認書、表明保証をはじめとして多くの書式は、その頃の実験的に行われていた家族向けの民事信託の実務には存在せず、著者が独自に工夫してドラフトしたものが多かった。

出版当時、同書は、初めて民事信託における受託者の実務を書式化したものとして、多くの専門職の読者によって迎えられた。その後、当初の書籍の紙数に収まらなかった書式類、そして、金融機関に対する「信託口」口座の開設の支援のための書式等を増補して、『民事信託の実務と書式』と改題のうえ、本書の初版の刊行に至った。それから数年を経た現在、民事信託の実務分野において、本書の初版において提案した書式が実務化（標準化）しているものも少なくない。また、本書の初版で示した、親族向けの民事信託に対する基準が、そのまま金融機関によって「信託専用口座」の開設の審査基準等として採用されている例もある。本書の第2版も、民事信託を組成する人々、そして、信託事務を行い民事信託の維持を担う人々、そして、主に、それらを支援する専門職の人々を読者として想定している。実際の実務の役に立つように、なるべく書式化し、視覚化することに努めている。

また、本書は、これから民事信託を学習する人々が、信託開始前から終了に至る受託者の信託事務の書式群を見ることで、民事信託の実務のイメージを掴んでいただくことも狙っている。いきなり抽象的な信託契約書の記載例

だけを学習するよりも理解が早い。信託契約書は、信託開始後の信託事務を準備するものとしての側面があり、それは現に行われる信託事務の想定から遡行して作成されるものである。信託契約書だけが抽象的に存在しうるものではない。どんなに信託契約書の体裁が立派であっても、信託期中における信託事務の理解や実質を欠けば意味がない。信託契約書は、法的な形式さえ整えば足りる遺言書とは異なるのだ。

ところで、令和2年1月現在、民事信託の法的な組成支援の8割近くが、司法書士実務家の手によって行われている現状がある、といわれることがある。今や、司法書士試験の合格者の多くが、試験合格後の次のステップとして、民事信託の勉強をすることを望んでいる、と聞く。不動産登記法の信託登記の学習だけでは足りない。まずは信託法の学習が必要であるが、信託法は、会社法にも似て、抽象的で技術的な側面がある。現に、改正信託法の立法は、先行して成立した会社法の立法に影響を受けている。もしも、本書を手にとった読者が司法書士試験の合格者であれば、択一試験の勉強では今一つ抽象的であった会社法等の理解が、商業・法人登記の書式試験の勉強で具体的に腑に落ちた経験があるのではなかろうか。同様に、書式試験の登記原因証明情報や添付情報の個別書類に類似する形式であろう本書の書式を参照することで、抽象的な信託法を攻略する糸口を掴めるかもしれない。もっとも、少なくとも同時に、定評ある研究者の手になる信託法の基本書をじっくりと学習する必要もあろう。

著者は、本書の初版の刊行と並行して、平成29年5月以降、現在に至るまで「市民と法」誌上、司法書士による民事信託支援業務に関する連載を継続し、その都度の問題点に触れつつ、主に司法書士業務としての法的根拠論と執務規律について論じてきた。どういうわけか、同様のテーマを論じた論稿類はほかに存在しない。それゆえであろう、読者からの反響が少なくなかった。残念ながら「市民と法」誌は定期購読雑誌なので、一般書店で入手できない。そこで、本書の改訂にあたって、広く、読者の執務の参考とするため、「第8章 司法書士による民事信託支援業務の法的根拠論と手続準則」を追

録して、著者が考察してきた司法書士業務としての法的根拠に関する分析、執務規律に関する試案、そして、適法で適切な業務のためのチェックリストなどを付した。

司法書士業務としての民事信託支援業務に対する分析と提言は、「市民と法」誌の連載の当時、司法書士による民事信託の推進に反するネガティブな議論であると抗議されることもあった。しかし、その後、東京地裁平成30年9月12日判決（金法2014号78頁）などを生じ、民事信託推進に対する全体的な論調に劇的な変化を生じている。民事信託を取り扱う全国の金融機関の姿勢も慎重化している。民事信託支援業務の領域は、かつて債務整理分野で生じた司法書士と弁護士間の不幸な業際問題を生じうるリスクも指摘される分野である。そのうえ、信託法研究者からは、民事信託の組成に関与する専門家の責任や倫理に対する危惧が表明されるような状況にもある。今後、ますます、支援者の業務としての法的根拠論と執務規律が大切となろう。本書を手にとった司法書士実務家には、ぜひ第8章を読んでいただき、民事信託支援業務のリスクと限界を慎重に考えつつ、弱者保護の人権問題としての民事信託支援業務の実務を担い、真の意味での信託の普及に寄与していただくことを願うものである。

本書は、平成26年の『信託目録の理論と実務』の刊行時からのタググである「市民と法」誌の編集長・南伸太郎氏と共に製作したものである。想えば、平成21年から平成24年頃までの間、出版社内でも、民事信託が本当に実務化され、普及するのか否か賛否両論があり、著者の提言にもかかわらず、民事信託の実務書の企画を進めることが難しかった。民事信託や家族信託に関する書籍の氾濫する今では、もはや想像もつかない。南氏は、そんな停滞状況を打破するため、民事信託の実務書の企画の提案を、何度も編集会議でボツとされながら、著者といっしょに闘ってきた。10年前には「市民と法」誌上での「民事信託の実務入門講座」の企画さえクリアできず、民事信託の実務書の出版可能性に対して悲観的になったこともあった。

冒頭に記したとおり、本書は、専門職の読者からの支持のおかげで『民事

信託における受託者支援の実務と書式』から三度目の衣装直しである。『民事信託の実務と書式』として二度目の衣装直しから、売れ切れ状態が続き、古書として数万円で取引されていた。十数年前に「民事信託は物にならないし、業務化できない」と評され（当時、研究者や弁護士からも同様の消極的な声が多かったのだ）、民事信託の出版企画それ自体が極めて困難であった時期を思えば、なおさら感慨深い。

民事信託の実務は常に動いている。民事信託が新しい分野であるゆえんである。3年前の「実務の常識」が、あっという間に「実務の非常識」となるような動的な状況もある。本書の内容もさらにアップデートすべき箇所もあるかもしれない。この点、本書の著者は、本書の初版を刊行した翌年から、2年間にわたって、毎月、「金融法務事情」誌で「金融機関のための実務と法務」と題した連載を行い、著者の能力の範囲内ではあるが、最新論点を論じてきた。なるべく脚注で同連載の該当箇所を示すように心がけたので、参考にしてほしい。なお、同連載では民事信託の税務の概要にも触れているが、民事信託の税務に対する理解は必須なので、税理士による専門書を繙くことを推奨したい。

ところで、本書の第2版では、民事信託分野そして信託法分野にて活躍されてきた先生方から、民事信託を志す読者の方々に向けての玉稿を得ることができた。最後に紹介させていただきたい。

冒頭、「発刊に寄せて」として、改正信託法を詳解した名著『新信託法と信託実務』（現『信託法務』）の著者である田中和明氏に、民事信託のガイドライン等が必要であることをご指摘いただいた。同氏は信託法改正にも法制審議会信託法部会臨時委員として貢献されたが、民事信託の普及は改正信託法なくしてはあり得なかった。著者の改正信託法に関する知識も、同氏の書籍を読み込み、助言を得て体得してきた部分が大きい。あわせて、この場を借りて、同氏の長年にわたるご指導と友情に感謝したい。

本書の最後の締めくくりとして、家族信託の荒野の鋤き入れを行い、新たな地平を開いた家族信託分野の最初の体系書である『新しい家族信託』の著

者であり、家族信託の泰斗である遠藤英嗣弁護士から「あとがき」として、民事信託に携わる人々の心得を説いていただいた。「正しい信託」そして「生きる信託」の真髄とは何か。本書の著者も、読者と同じ立場で、遠藤弁護士の言葉を、しっかりと肝に銘じたい。本書の著者の手になる約600頁を読者に通読いただくよりも、遠藤弁護士の「あとがき」のほうが千載の重さをもつことは間違いない。

民事信託の夜明け前から民事信託支援業務の実現に情熱を傾け、その後、10年以上にわたって、民事信託推進の縁の下の力持ちの役割を果たしてきた山北英仁司法書士、そして、山崎芳乃司法書士からは、民事信託分野の黎明期と生成期の証言を、初めて活字にさせていただいた。民事信託の濫觴期の貴重な証言であり、将来、民事信託史が語られる際の原点の一つとなろう。

商事信託と民事信託の双方の実務に通じた貴重な存在であり、駿河台大学で准教授も務める金森健一弁護士からは司法書士と指図権者をめぐるテーマで、法的観点から詳細な検討を行っていただいた。今後の司法書士による福祉型信託の展開として、信託会社との協働を考えるのであれば、避けては通れない内容であり、タイムリーな論稿である。

以上、すべて本書のために書き下ろしていただいた玉稿である。ご寄稿いただいた先生方には、繰り返し感謝するほかない。

ところで、かつて、格付機関や信託銀行に所属していた著者に、その頃(約20年近く以前にもなろうか)、福祉型信託や民事信託の可能性について衝撃的な気づきを与えてくれ、民事信託に対して関心を抱く契機となったのが、福祉型信託に関する古典的名著である新井誠教授の『信託法』を通読したときであった。職場の昼休み、それまで読んできた信託法の教科書と異なり、信託法とはこんなに面白いものかと、小説を読むがごとく一気に読了したことが懐かしく思い出される。著作を通じた新井教授の学恩には深く感謝したい。

本書の改訂作業はコロナ禍によって資料の閲覧や収集等も制限されてしまい、思いもかけず難航してしまった。それでも、一刻も早く、読者の元へ改

第2版はしがき

訂版を届けることができれば、との想いだけを励みにして、改訂作業を進めてきた。その意味では、最後の最後に、本書の初版を愛読いただいた読者、そして、新たに本書を手にとっていただいた未知の読者にも心より感謝したい。

令和2年7月

**渋谷 陽一郎**



## は し が き

本書は、民事信託の準備・開始から終了・清算に至るまでの受託者の信託事務のための書式を提案するものである。主な読者として、受託者の信託事務を支援する資格者専門職（法律実務家）を想定している。本書の旧版（改題前の『民事信託における受託者支援の実務と書式』）は、民事信託の期中における信託事務を具体的に示した実務書として、多くの読者に活用いただく機会を得た。そこで、今般、さらなる読者の要望を受けて、信託準備・開始から信託期中を経て信託終了・清算に至る書式の掲載数を大幅に増やすことで、より一層、民事信託支援の利便性と工夫に供することにした。

本書は、旧版から大幅に増補し、民事信託分野における唯一の書式集としての機能を充実させるため、200頁近くを新たに書き下ろした。また、旧版発刊以降に明らかにされつつある民事信託実務の成果も取り入れるよう心がけ、旧版を読んでいた読者にあたためて有用性を実感いただけるような内容にすることに努めた。

本書に掲載する書式は、あくまで、読者の民事信託支援のヒントとなり、信託の実質を維持するための助けになれば、との想いから提案するものである。この点、本邦の民事信託実務は、いまだ生成中であり、試行錯誤の段階にある。したがって、本書で提案する書式が、必ずしも完全なものとは限らない。その意味では、本書に掲載する書式は、読者によって選別され、削除が施され、補充されることを想定している。読者の実務現場にて、個別事案に応じた、よりよき実践的な書式を作成するための一つの足がかりとして利用されることが期待される。

この数年の間、資格者専門職の間における民事信託の理論と実践の全体的なレベルアップのスピードには驚くべきものがある。全国津々浦々で、その地域の民事信託の専門家が育ちつつある一方で、これまで民事信託推進を担ってきた資格者専門職の新旧交代のスピードも激しい。また、民事信託推進を旗頭に任意団体も林立し、さまざまな民間資格者が生まれている。前述の

とおり、民事信託は生成中で、試行錯誤の途上だ。追う者と追われる者の差は紙一重である。われこそ正しい民事信託であると主張しても、陳腐化のスピードが速い。現在の民事信託シーンには、ある分野が展開し、生成しつつある濫觴期に特有のダイナミックさがある。今後、どのような方向に展開していくかは誰にも予想できない。営業信託を含めたさまざまな信託実務の知見と知恵を貪欲に取り入れるような謙虚な姿勢こそが大切だと思う。

また、民事信託に関心をもつ資格者専門職は多様化し、広がりつつある（とりわけ弁護士への積極的参入が目立つ）。たとえば、本書が取り上げる不動産の信託に関していえば、信託登記代理を行う司法書士や税務代理を担う税理士の支援だけでは足りない。信託財産たる不動産に関しては、宅地建物取引士や不動産鑑定士、土地家屋調査士などの資格者専門職の活躍が期待される。また、弁護士法に抵触しない限り、受託者の財産管理事務を支援する書類の作成は行政書士の分野でもあろう。さらなる民事信託の普及およびベストプラクティスの確立のためには、多様な資格者専門職の協働が必要である。

ところで、本書の旧版は、主に民事信託における受託者の信託事務を支援する資格者専門職を司法書士と想定して、司法書士業務としての法的根拠や懲戒規範に関する章を設けていた（旧版第7章）。当時、司法書士が民事信託推進の先行者となっていたからだ。しかし、前述のとおり、民事信託に関心をもつ資格者専門職が多様化していることから、今回は司法書士のみを念頭においた旧版第7章を省くことになった。これも実務に役立つ書式の掲載を最大化するための工夫として了承願いたい（いずれ、司法書士業務としての法的根拠や懲戒規範を明らかにすることで、司法書士向けの民事信託支援業務のマニュアル的な解説書を公にする機会もあるだろう）。また、本書は、旧版と同様、民事信託の税務にはいっさい言及していない。民事信託分野の特徴として、資格者専門職によって税務の内容に言及される場合も少なくない。しかし、民事信託の税務については、税務会計の専門家である税理士の独占分野である。民事信託分野は税理士による解説書も多い。民事信託の税務に興味ある読者は、正確を期してそれらを参照されたい。

信託の実質を構成する幹の部分は、受託者の信託事務にある。そして、実質的な受託者の信託事務遂行の維持・確保こそが、信託が適法に存続することの必要条件である。書面を作成して後は事足りる遺言書作成事務などとは異なる。信託契約書を作成し、信託の外形を作出するだけで、信託の実質を伴わない場合、そのような信託は通謀虚偽表示的な信託と評価されるリスクがある。それより何より、信託の開始前に作成される信託契約書は、信託開始から終了までの信託事務の知見から遡行されることで、初めて受託者実務の指針となりうるものができる。

民事信託は多様であり、受託者の属性も多様である（友人や職場の同僚から親子まで類型が異なる）。決して、正しい民事信託は何かについて決めつけることはできない（それは民事信託の可能性を狭めてしまうことになろう）。また、近年、民事信託の規律の維持が大きな問題とされている。たとえば、規律維持の実現の方法論の一つとして、裁判所における信託非訟事件手続を利用し、そのつど、裁判所の監督を受けることがありうる。そこで、本書では、あくまで参考例としてではあるが、信託非訟事件の申立書のひな型を掲載している。実際の申立て時においては、管轄する裁判所の担当部における書記官と打合せのうえ、具体的な申立書を作成されたい。

本書は、旧版と同様、民事法研究会の南伸太郎氏と共に製作したものである。同氏とは、民事信託支援の業務化の夜明け前といえる時期から、どのような内容の解説書が民事信託の実務に役立つのか、を議論してきた。今や、数多くの民事信託に関する解説書が出版され、民事信託の実務も進化している。その風景の劇的な変化には感慨深いものがある。

本書は、旧版発刊後、わずか1年強での発刊ということで、同氏と共に、本書のコンセプトをいかに設定すべきか、大いに悩んだ。その結果、民事信託を支援する資格者専門職の立場に立って、網羅的な書式集としての機能性・一覧性を重視することで、旧版の体系性を犠牲にするという編集上の大きな決断があった。読者が、本書の構成に対して、やや継ぎ接ぎの印象を受けることがあるとすれば、そのせいかもしれない。

はしがき

民事信託の受託者実務を準備し、そして、信託の開始後における信託事務を継続させ、あるいは、新たな出来事に対応し、終了・清算をするといった財産管理事務たる受託者実務を、立体的・具体的なものとして生き生きとイメージするため、資格者専門職の皆さんが、その虎の巻の一つとして、本書を末永く活用していただければ幸いです。

平成29年 8 月

**渋谷 陽一郎**



## I 本章の位置づけ

本章にて掲載する書式は、あくまでも参考例である。これらの書式は、主に、信託法および信託契約等に規定された受託者の義務の履行として用いられるもの（履行行為のための書式）である。また、事実の確認、整理や明確化のために利用される。原則的には、新たな権利・義務を生じさせ、法律関係を形成させるようなものではない（あるいは、第三者委託に関する確認書のように定型化・ひな型化されたものである）。

なお、これらの書式を用いるか否かは、個別具体的な民事信託案件に応じる。必ずしも、本章に掲載された書式すべてが個別の実務にとって不可欠であるわけではない。また、本書が、受託者実務に必要なすべての書式を網羅しているわけでもない。

資格者専門職である読者であれば、民事信託における受託者実務を具体的にイメージするための道具として、書式を利用することができると思う。百聞は一見に如かず、である。現場の資格者専門職にとっては、抽象的な文章による説明よりも、書式を見たほうが、具体的な理解が容易であるはずだ。たとえば、研究者による会社法の実務的な解説書を学習するよりも、商業登記の書式を学習するほうが、会社法の理解が具体的に早いものと同じである（読者が司法書士であれば、書式試験の効用といえば納得であろう）。

資格者専門職は、机上の理論ではなく、実務の形をこそ学ぶ必要がある。そこで、本章では、なるべく網羅的に書式を掲載することに努めてみた。ただし、紙幅の関係から、書式とその利用に必要な限りでの解説となることをご了承いただきたい。旧来的な分厚い高価な書式集ではなく、持ち運び可能な単行本を指向したからである。

本章に掲載される参考書式群をどのように活用するか、実際の書面の内容をいかなるものとするか。それらは現に実務を行う個々の資格者専門職に委ねられている。民事信託の期中事務は、個別具体的な民事信託案件の特性に応じるだろうからだ。

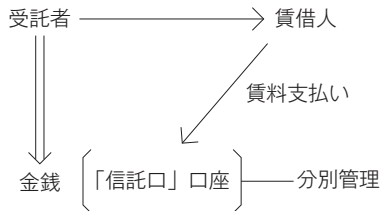
## II 信託設定に関する応用的な実務と書式

### 1 「信託口」口座の開設・維持

#### (1) 「信託口」口座の開設

民事信託のための「信託口」口座の開設は、今や、民事信託の組成における最大の問題の一つである（〔図95〕参照）。

〔図95〕 「信託口」口座



この点、これまで「信託口」口座の定義や内容それ自体がはっきりしなかったという事情がある。それがクリアになってきたのは、ようやく平成28年頃からである<sup>195</sup>。従来、「信託口」口座の問題は、なかなか分析が進まず、それが何なのか、民事信託の組成に不可欠なものなのか、などに対して、もやもや感があった。また、民事信託組成の実務の現場では、「信託口」口座の開設なしで民事信託が組成される場合も少なくなかったのではあるまいか。

これに対して、「信託口」口座問題がクリアになりつつある現在、むしろ、資格者専門職として、「信託口」口座の問題を回避することができない、という悩み（逆説）を生じている。「信託口」口座を開設せずに組成された民

195 最初の分析の一つとして、渋谷・前掲（注77）31頁がある。なお、令和元年までの「信託口」口座に関する議論の整理として金森健一「民事信託預金口座の実務上の法的課題——信託財産の独立性保全機能とマネロン・テロ資金供与リスク対策を中心に（『民事信託』実務の諸問題(2)）」駿河台法学33巻1号15頁がある。

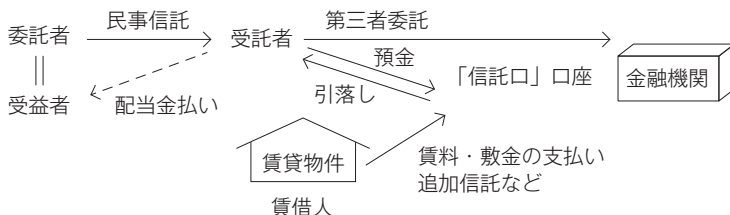
事信託のリスクを許容しうるのか、そのリスクが顕在化した場合、どのように対処するのか、という問題である。<sup>196</sup>

一方、金融機関にとって最大の問題は、そのような口座を開設した場合の管理コストであるはずだ。そして、金融機関からみて、いまだ、民事信託一般のしくみと規律（リスクの最小化）に対して信頼感をもてないことにある。

重要なポイントの一つとして、「信託口」口座の開設は、金融機関にとって、単なる預金口座の開設にとどまらないことがある。近時、明らかになりつつある（理想的な）「信託口」口座の内容は、むしろ、受託者の信託事務の事務代行の側面がある（[図96] 参照）。<sup>197</sup>しかるに、金融機関の立場としては、実質的な意味における「信託口」口座を設営し、運営するためには、信託財産から管理費用を徴収する必要があるのではあるまいか。とりわけ、ゼロ金利政策の下、普通の預金口座の開設と管理だけで、金融機関にコストが生じる時代である。

この点、富裕層の囲い込みのためのサービスとしての「信託口」口座だけではなく、民事信託の普及のためには、利用者からの金融機関に対する事務委託業務（付随業務）としての「信託口」口座の提供が、一般に対して開かれることが期待されている。

〔図96〕 民事信託の設定と「信託口」口座の開設



196 渋谷・前掲（注37）65頁～66頁。

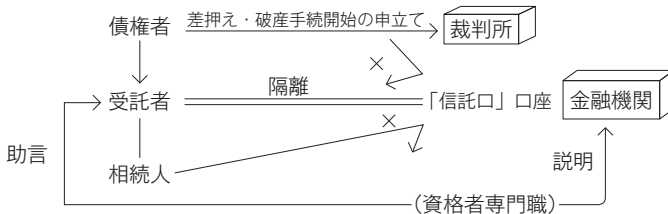
197 渋谷・前掲（注77）33頁。



(2) 「信託口」口座の開設に向けての資格者専門職による確認

「信託口」口座の開設は、受託者の分別管理義務の履行（信託法34条）である。また、受託者による信託事務の委託（同法28条）のための善管注意義務<sup>198</sup>の履行（同法29条）の一環という側面もあるかもしれない。要するに、受託者が責任をもって行う事務であるとも思われる。信託開始前の「信託口」口座の開設は、受託者による信託の引受事務の一環となる。厳密に言えば、信託契約締結前に「信託口」口座の開設準備を行う場合、それは受託者の信託事務執行の一環といえるのか（受託者となる前である）という問題があろう。これまで「信託口」口座の開設に応じる金融機関の存在は増加傾向にあり、全国に50以上の金融機関が存在するとも伝わる。しかし、地域的偏在という問題が指摘され、かような金融機関が全く存在しない県もあり、全国規模でみるといまだ限定的である。そのような観点から、受託者支援を行う資格者専門職は、実際にいかなる対応をすべきかが問われる分野である（〔図97〕参照）。

〔図97〕 「信託口」口座の開設のための確認



「信託口」口座の開設依頼は、第三者委託の依頼の性格を有する。そのように考えれば、「信託口」口座に関する事項が信託契約書に記載されているか否かが重要となろう。なお、民事信託を支援する資格者専門職は、「信託口」口座の開設をもって、民事信託組成に必須な要件と考えるべきか否か、

198 渋谷・前掲（注77）33頁～34頁。

という問題がある。資格者専門職における助言過誤の問題にかかわる。

ここでは、「信託口」口座の開設にあたって、資格者専門職が受託者に確認する際に利用する確認票の例を紹介する。

【書式46】 「信託口」口座開設のための確認票（資格者専門職用）

「信託口」口座開設のための確認票

（受託者実務の支援）

〔「信託口」口座の開設のための信託契約書の確認〕

信託契約書中、「信託口」口座の開設に関する信託条項は存在するか

- 存在する  存在しない

信託契約書中、「信託口」口座の開設に関する信託条項が存在しない場合、「信託口」口座の開設は可能なのか

- 可能  不可能  協議中

上記信託条項が存在する場合、「信託口」口座の開設は受託者の分別管理義務の内容なのか

- 義務である  義務ではない

上記信託条項が存在する場合、「信託口」口座の内容は定められているのか

- 定められている  定められていない

「信託口」口座の開設のために必要となる信託条項群は完備されているのか

- 十分である  不十分である

（不十分である信託条項は、\_\_\_\_\_である。）

「信託口」口座の開設の前提として、受託者の善管注意義務は十分なものか

- 十分  一部が不十分（軽減されている）  
 不十分（自己の物と同一の注意義務）

「信託口」口座の開設の準備として民事信託をめぐる紛争性のリスクの確認は行われたか

確認済  未確認  確認中

(紛争性のリスクは、\_\_\_\_\_である。)

「信託口」口座の開設の準備として、信託不動産の調査・確認は行われているのか

確認した  未確認  確認中

(確認を依頼した宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等は、  
\_\_\_\_\_である。)

「信託口」口座を求める民事信託は、推定相続人の遺留分を侵害するものではないか

侵害しない  侵害する懸念あり  確認中

(遺留分侵害の懸念としては、\_\_\_\_\_である。)

「信託口」口座を求める民事信託は、適正なもので、利益相反性、脱法性、不正のおそれなどは存在しないものか

適正  懸念あり

(懸念ありの点は、\_\_\_\_\_である。)

信託関係者による「信託口」口座の不正利用等を抑止するため信託監督人の設置が施されているのか

信託監督人の設置あり  信託監督人の設置なし

(信託監督人以外の措置として、\_\_\_\_\_が設置されている。)

〔「信託口」口座の開設のための事務手続の確認〕

委託者の取引銀行において「信託口」口座の開設は可能なのか

可能  不可能  確認中

信託不動産に対して（根）抵当権は設定されていないか

設定なし  設定あり  未確認  確認中

(設定ありの場合、具体的には、\_\_\_\_\_である。)



## ● 著者紹介 ●

## 渋谷 陽一郎（しぶや・よういちろう）

## 〔略 歴〕

信託銀行の法務部長として信託実務を経験し、普通銀行にてコンプライアンス、格付機関にて格付を経験した。司法書士として実務も経験している。

## 〔著 書〕（信託に関する単著のみ掲載）

『信託目録の理論と実務』（民事法研究会・平成26年）、『民事信託のための信託監督人の実務』（日本加除出版・平成28年）、『民事信託における受託者支援の実務と書式』（民事法研究会・平成28年）

## 〔論文・論稿〕（信託に関するもののみ掲載）

「信託法入門セミナー(1)～(19)」登記情報552号～574号（平成19年～平成22年）、「商事信託(1)～(4)」月報司法書士447号～451号（平成21年）、「中小企業承継における信託利用の実務的可能性」市民と法57号（平成21年）、信託公示制度の流動化・証券化への活用 法律時報81巻4号（平成21年）、「信託法と金融商品取引法の交錯とSPC理論」法律時報81巻6号（平成21年）、「本邦証券化におけるパラダイムチェンジと裁量型流動化型信託への期待」法律時報81巻10号（平成21年）、「不動産登記代理委任と法令遵守確認義務(3)信託登記代理における法令遵守と民事信託規律の維持」市民と法65号（平成22年）、「不動産登記代理委任と法令遵守確認義務(4)信託法改正（信託目録廃止論）と信託登記代理機能の再構成」市民と法66号（平成22年）、「改正信託法下、「民事信託は実務たり得るか」登記情報586号（平成22年）、「民事信託の実務内容を考える」登記情報589号（平成22年）、「信託と司法書士」日司連会報 THINK109号（平成23年）、「民事信託の実務における新局面」信託フォーラム7号（平成29年）、「民事信託支援業務に未来はあるか(1)～(6)」市民と法105号～111号（平成29年～平成30年）、「金融機関のための民事信託の実務と法務①～②」金法2081号～2127号（平成30年～令和元年）、「民事信託と任意後見の交錯と協働」信託フォーラム9号（平成30年）、「民事信託と登記(1)～(4)」信託フォーラム10号～13号（平成30年～令和2年）、「民事信託支援業務の法的根拠論にもっと光を」市民と法112号（平成30年）、「民事信託支援業務の手続準則試論(1)～(3)」市民と法113号～115号（平成30年～平成31年）、「家族信託と遺留分制度——東京地判平30.9.12を踏まえて」金法2106号（平成31年）、「国民の権利擁護の使命に照らした民事信託の支援に向けて(1)～(4)」市民と法119号～122号（令和元年～令和2年）、「(法務エッセイ ON & OFF) 子供とともに歩んだ民事信託の夜明け」金法2134号（令和2年）、「民事信託支援業務のための執務指針案100条(1)～(2)」市民と法123号～124号（令和2年） ほか

## 民事信託の実務と書式〔第2版〕

---

令和2年8月26日 第1刷発行

定価 本体5,500円+税

著者 渋谷 陽一郎  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-372-6 C3032 ¥5500E

カバーデザイン：関野美香